|  |
| --- |
| **出向契約書** |
|  |
| 　株式会社○○○○（以下、「甲」という。）と株式会社○○○○（以下、「乙」という。）は、甲から乙へ出向する甲の従業員（以下「出向者」という。）に関し、次のとおり契約を締結する。 |
|  |  |
| 第１条 | （出向の目的） |
|  | 　甲は、乙の要請に基づき、乙の行う事業に従事することを目的として、出向者を乙に出向させるものとする。 |
|  |  |
| 第２条 | （出向者の身分） |
|  | 　出向者は、在籍出向とし、甲の従業員の身分を失わないまま、乙の指揮監督下において、業務に従事するものとする。 |
|  |  |
| 第３条 | （出向者） |
|  | 乙の許容できる範囲内とし、具体的な従業員については別に定める「出向に関する覚書」によるものとする。 |
|  |  |
| 第４条 | （出向期間） |
|  | 出向期間は、「出向に関する覚書」によるものとする。なお、その期間においては、甲の勤続年数に通算する。 |
| ２ | 　甲又は乙のいずれかの都合により、出向期間の延長又は短縮を希望するときは、相手方に１か月前までに申し出るものとし、甲・乙協議のうえ、決定するものとする。 |
|  |  |
| 第５条 | （給与・賞与・退職金の支給） |
|  | 出向者の給与、時間外労働手当、賞与及び退職金は、甲の規定を適用し、甲が出向者に直接支給する。 |
|  |  |
| 第６条 | （給与等の負担） |
|  | 乙は、別途定める「出向に関する覚書」に基づく金額（月額）を負担する。 |
|  |  |
| 第７条 | （出向料金） |
|  | 乙は、甲に対し、「出向に関する覚書」に基づいて算出された第6条に定める負担分を出向料として毎月支払うものとする。 |
| ２ | 甲は、乙に対し、出向料金の請求書を発行し、乙は、甲の請求書に基づき、出向料金を翌月○○日までに甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。 |
| ３ | 　乙の出向料金の負担は、2020年4月分からとする。 |
|  |  |
| 第８条 | （出向先及び職務） |
|  | 出向先及び予定職務は、「出向に関する覚書」によるものとする。 |
| ２ | 乙は、出向者先及び職務を変更しないものとする。 |
|  |  |
| 第９条 | （二重出向の禁止） |
|  | 乙は、出向者を乙の関連会社等へ二重出向させてはならない。 |
|  |  |
| 第10条 | （勤務実績等の報告) |
|  | 　乙は、出向者の毎月1日から末日までの勤務実績を、翌月○日までに書面をもって甲に報告しなければならない。 |
|  |  |
| 第11条 | （労働条件） |
|  | 出向者の労働条件は、「出向に関する覚書」によるものとする。 |
|  |  |
| 第12条 | （服務規律） |
|  | 　出向者には、乙の就業規則に基づく服務規律が適用される。但し、乙の規則により出向者に賞罰を行う必要が生じた場合は、両者間にて事前に協議するものとする。 |
| ２ | 　乙の規定又は甲の規定により解雇に該当する場合は、甲への復職を命じた後、甲の規定を適用する。 |
|  |  |
| 第13条 | （出張旅費） |
|  | 　乙が出向者に対して業務上の要請に基づき出張を命令したときは、その出張に要する旅費は乙の出張旅費規程に基づき乙が負担する。 |
|  |  |
| 第14条 | （日常経費） |
|  | 出向者が乙の業務遂行上要した費用は、乙の規定に基づき乙が支給する。 |
| ２ | 出向者の乙への赴任及び甲への帰任に必要な旅費は、甲が負担する。 |
| ３ | 本契約に基づき甲が出向者に支給したもののうち乙が負担すべきものは、甲から乙への請求に基づき乙が甲に支払うものとする。 |
|  |  |
| 第15条 | （福利厚生） |
|  | 出向者の乙における日常の就業及び生活に付随する事柄（作業着、休憩場所、食堂等）に関し、原則として乙の施設設備を使用できるものとする。 |
|  |  |
| 第16条 | （健康管理並びに安全衛生管理） |
|  | 出向者の健康及び安全衛生管理は、原則として乙が行うものとする。ただし甲は、出向者の健康及び安全衛生について甲の施策を十分把握し、甲の労働者との公平を失しないよう配慮を行う。 |
|  |  |
| 第17条 | （有効期間） |
|  | 本契約の有効期間は、契約締結の日から2020年12月31日迄とする。 |
| ２ | 前項の期間満了1ヶ月前迄に、当事者の一方又は双方より、書面による変更又は解約の申入れのない場合には、この契約は１か年自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。なお、本契約を甲・乙何れか一方が解除する場合は、相手方に1ヶ月前に通知しなければならない。 |
|  |  |
| 第18条 | （出向窓口担当者） |
|  | 別途定める「出向に関する覚書」に定めるものとする。 |
|  |  |
| 第19条 | （協議事項） |
|  | 本契約に記載のない事項、その他本契約に関し生じた疑義については、甲・乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。 |
|  |  |
|  |  |
| 本契約書の証として、本書２通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各１通を保有する。 |
|  |  |  |
|  | ２０　　年　　月　　日 |  |
|  |  |  |
|  | （甲） | 株式会社○○○○ |
|  |  | 代表取締役　 |
|  |  |  |
|  | （乙） | 株式会社○○○○ |
|  |  | 代表取締役　 |
|  |  |
|  |  |